

## 著作権隣接権とは

著作物の創作者を保護する著作権に対し、著作物を公衆に伝達するために重要な役割を果たしている実演家・レコード制作者・放送事業者・有線放送事業者に与えられた権利を著作権隣接権といいます。

著作権隣接権は、「実演」などが行われた瞬間に自動的に付与されるのが国際的なルールですので、申請や登録の手続きは必要ありません。

ミュージシャンであれば、CDをレコーディングしたり、放送のために演奏した時などに権利が生まれます。

## 実演家の著作権隣接権関連の権利

- 商業用レコードの二次使用料を受ける権利
- 録音権・録画権
- 送信可能化権
- 貸与権・貸レコード報酬を受ける権利
- 私的録音録画補償金を受ける権利
- 放送権・有線放送権 など

上記のような権利を持っていても、個々の実演家が使用の許諾を出したり、使用料を請求して支払いを受けることは事実上不可能なため、文化庁指定団体である公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会 実演家著作権隣接権センター(CPRA)と、映像実演に関する権利処理を行う一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構(aRma)が、実演家に代わって集中的に管理しています。

## 実演とは……

「著作物を、演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗詠し、又はその他の方法により演ずること(これらに類する行為で、著作物を演じないが芸能的な性質を有するものを含む。)をいう。」(著作権法第2条1項3号)

音楽分野であれば、歌唱、演奏、指揮などをすること、また、演技をしたり、踊ったり、手品を披露することなども「実演」にあたります。

## 実演家とは……

「俳優、舞踊家、演奏家、歌手その他実演を行なう者及び実演を指揮し、又は演出する者をいう。」(著作権法第2条1項4号)

歌手・ミュージシャンはもちろん、指揮者も含まれます。他に俳優・声優、舞踏家、マジシャンや、落語家、漫才師なども「実演家」です。

# 著作権隣接権センター

# RIGHTS

## MPNについて

MPNは、演奏家団体(=MPN団体会員)に加盟するミュージシャンを中心に設立された権利処理合同機構です。文化庁の指定を受けて実演家の権利処理を行うCPRA並びに映像実演に関する権利処理を一元的に行うaRmaのメンバーとして、MPN会員の権利に加えて、実演家全体の権利行使とその拡充をサポートするための活動を行っています。

MPN webサイトで  をクリック  
…………… MPNのメンバーを検索できます ……………

著作権隣接権使用料等を受け取るには…

 **管理委託契約が必要です**

MPNは、アーティストやミュージシャンに使用料等の分配を行っている団体です。



FOR ARTISTS&MUSICIANS

 一般社団法人 演奏家権利処理合同機構MPN  
Music People's Nest

〒107-0061 東京都港区北青山2-10-29 日昭第2ビル 2F

TEL **03-5772-4481**

www.mpn.jp     

2017/6/1

一般社団法人 演奏家権利処理合同機構MPN

MPN

検索 





## 1 CPRA<sup>\*1</sup>を通じて権利行使をするもの

種別	内容	詳細	徴収先
商業用レコード二次使用料	商業用レコードの二次使用料	放送局等が、個人で楽しむ用途に使われることを想定して販売されているCDなどの商業用レコード <sup>*2</sup> を放送番組等に使用する場合の使用料	放送事業者、 有線放送事業者等
録音権使用料	商業用レコードの録音権使用料	放送局等が、個人で楽しむ用途に使われることを想定して販売されているCDなどの商業用レコードを放送番組等に使用するため、一時的に録音する場合の使用料	
送信可能化権使用料	商業用レコードの送信可能化権使用料	放送局等が、商業用レコードを使用した放送番組をインターネット配信する場合の使用料	放送事業者、制作会社等
貸レコード使用料	商業用レコードのレンタル使用料・報酬	レンタル店で貸し出された商業用レコードの使用料・報酬	日本コンパクトディスク・ ビデオレンタル商業組合
私的録音補償金	私的録音補償金	ユーザーが音楽コンテンツをデジタル方式により録音する場合の補償金	デジタル機器・記録媒体メーカー、 輸入事業者
私的録画補償金	私的録画補償金	ユーザーが映像コンテンツをデジタル方式により録画する場合の補償金	

## 2 aRma<sup>\*3</sup>を通じて権利行使をするもの

種別	内容	詳細	徴収先
有線放送報酬	放送番組の有線放送同時再送信報酬	有線放送(ケーブルテレビ)事業者が、地上波のテレビ番組を放送と同じタイミングで流す(同時再送信)場合の報酬	有線放送事業者
放送番組全部利用使用料	放送番組のビデオグラム化使用料(全部利用)	放送局等が、放送番組の全体をビデオグラム化する場合の使用料	放送事業者、制作会社等
	放送番組の番組販売使用料(全部利用)	放送局等が、放送番組の全体を他局で流すために販売する場合の使用料	
	放送番組の送信可能化権使用料(全部利用)	放送局等が、放送番組の全体をインターネット配信する場合の使用料	

## 3 MPNが独自に徴収・分配を行うもの

種別	内容	詳細	徴収先
商業用レコード カラオケテープ・目的外使用料	商業用レコードのカラオケテープ・目的外使用料	放送局が商業用レコードのカラオケを放送番組に使用したり、レコード会社が他社の音源を使用する場合や、ビデオグラム化する場合のスタジオミュージシャン分の使用料	レコードメーカー、 放送事業者等
NHKリピート料	臨時専門楽団に係るNHK再放送料	NHKが、臨時専門楽団(スタジオミュージシャン)により演奏された楽曲を含む放送番組を再放送する場合の使用料	日本放送協会(NHK)
放送番組関連使用料 (非一任型) <sup>*4</sup>	放送番組のビデオグラム化・CD化使用料(部分利用)	放送局等が、放送番組の一部を使用して、ビデオグラム化・CD化する場合の使用料	企画・制作会社、 放送事業者等
	放送番組の番組販売使用料(部分利用)	放送局等が、放送番組の一部を他局で流すために販売する場合の使用料	
	放送番組の送信可能化権使用料(部分利用)	放送局等が、放送番組の一部をインターネット配信場合の使用料	

\*1 CPRA…公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 実演家著作権隣接権センター

\*2 商業用レコード…市販目的で製作されたレコードの複製物(映像が伴うもの(DVD等)は除く)

\*3 aRma…一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構

\*4 非一任型の権利処理については、許諾の申し込みの都度、利用の可否についてお問い合わせいたします

上記の著作権隣接権使用料等を受け取るには…  **管理委託契約が必要です**

MPNは、アーティストやミュージシャンに使用料等の分配を行っている団体です。